

投稿記事削除仮処分命令申立書

令和2年10月5日

東京地方裁判所民事第9部 御中

債権者 加陽 麻里布

当事者の表示 別紙当事者目録記載のとおり

仮処分により保全すべき権利

人格権

申立ての趣旨

債務者は、別紙投稿記事目録記載の各投稿記事を仮に削除せよとの裁判を求める。

申立ての理由

第1 被保全権利

1 当事者

(1) 債権者は、東京都千代田区に在住し「あさなぎ司法書士事務所」という屋号で司法書士事務所を営んでいる自然人である(甲1)。

(2) 債務者は、千葉県柏市に在住し職業「選挙ウォッチャー」を名乗り、インターネット上で閲覧可能なメディアプラットフォームサービス「note」(<https://note.com/> 以下、「本件サイト」という。)に「チダイズム」という名義でアカウント開設し記事を投稿している者である(甲2)。債務者が投稿する本件サイトには、別紙投稿記事目録記載の記事(以下、「本件記事」という。)

が公開されている（甲 3：note ご利用規約 甲 4：本件記事）。

本件記事は、誰でもこれを閲覧することが可能であり、本件サイトに投稿された情報は、電子通信により送信され、本件サイトにアクセスする不特定の者によって受信されることとなる。

そして本件サイトに投稿された情報は、本件サイトの管理者若しくは債務者しか削除し得ない仕組みとなっている。

2 債権者の権利を侵害する情報の流通

(1) 本件各投稿記事の存在

本件記事の内容は甲第 4 号証の通りであり、この内容が債務者によって投稿され、インターネットを通じて不特定人に広く公開されている。

(2) 権利侵害

別紙投稿記事目録記載の本件記事は、別紙権利侵害の説明記載の通り債権者の人格権を侵害するものである。また、別紙権利侵害の説明の通り違法性阻却事由をうかがわせるような事情も存在しない。

従って、債権者が本件記事の公開によって権利を侵害されていることは明白である。

3 債務者の削除義務

本件記事の内容は、債権者の人格権（名誉権を含む。）を侵害するものであるが、前述の通り本件記事は本件サイトの管理者の管理するシステムによって公開されており、本件記事の削除は本件サイトの管理者若しくは債務者にしかできない仕組みとなっている。従って、債務者は債権者に対して本件記事を削除すべき作業義務を負うものである。

4 まとめ

よって、債権者は債務者に対し、人格権に基づき、本件記事を削除するよう請求する権利を有するものである。

第2 保全の必要性

- 1 本件記事はインターネットを通じて広く公開されており、誰でも閲覧可能である。よって、債権者の人格権及び営業権に対する侵害は現在も継続しており、一刻も早く債務者による発信防止措置が取られる必要があり保全手続きによる迅速な侵害状態からの回復が行われることが不可欠である。
- 2 そこで、債権者は、本申立に及んだ次第である。

疎 明 方 法

甲1号証	日本司法書士会連合会会員検索結果
甲2号証	チダイズム
甲3号証	note ご利用規約
甲4号証	本件記事
甲5号証	陳述書

附 属 書 類

1 証拠説明書	1 通
2 疎甲号各証写し	各1 通